

東京 23 区における障害施策による障害児の母親への

就労支援の在り方に関する一考察

美浦 幸子¹

A Study of Support Measures for Mothers of Children with Disabilities by Welfare Policies in the 23 Ward Area of Tokyo

MIURA Sachiko

1. はじめに

障害児の保護者に対する仕事と子育て・ケアの両立支援策は確立されておらず、障害児の母親の就業率は低率である (Ejiri・Matsuzawa 2017; 春木 2019; 松澤ら 2019; 美浦 2022)。

障害児の場合、保育所、放課後児童クラブ等の子ども・子育て支援の利用を制限される場合がある。保育所での障害児の受け入れに年齢、障害の程度、集団保育の可否、医療的ケアが必要ないこと等、独自基準を設けている市区町村があり (みずほ情報総研 2017)、入所できた場合でも、保育日数や保育時間を制限される場合がある²。2024 年に障害児を受け入れた放課後児童クラブは 63.1%で (子ども家庭庁 2024-b)、中高生は対象外である。

障害児通所支援には未就学児対象の児童発達支援 (以下、児発)、学齢期の児童生徒対象の放課後等デイサービス (以下、放デイ) がある。障害児通所支援は発達支援を目的とした通所に加え、子ども・子育て支援を利用できない場合や障害特性等から子ども・子育て支援が合わない場合³の受け皿となり得るが、平均利用時間が 7 時間超であったのは、児発で 1.8%⁴ (厚生労働省 2021-a)、休日の放デイで 18.7% (厚生労働省 2021-b) であり、保護者への就労支援としては多くの事業所で支援時間が不足している。2024 年度の報酬改定により、児発、放デイにおける「預かりニーズへの対応」として、延長支援加算の見直しが実施された (子ども家庭庁 2024-a)。

報酬改定前に開催された障害児通所支援に関する検討会の報告書では、「乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきとも考えられるが、家族全体を支援する観点から、児童発達支援においても対応することが重要

¹ 昭和女子大学現代ビジネス研究所 研究員

² 中日新聞 (2022) は登園日を週 1 日とされた事例、朝日新聞 (2023) は東京 23 区の内、3 区で保育時間が「原則 8 時間まで」と制限されていたことを報じた。

³ 自閉症児が聴覚過敏やパニックで学童クラブ (東京都の放課後児童クラブ) に適応できなかった事例がある (美浦 2020)。

⁴ 児発には週 1 回等、定期的に通所する場合と平日に毎日通所する場合があります、利用時間が多様である。

である。」「乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズに対応するためには、保育所等における障害児の受け入れを充実していくことが重要であり、インクルージョン推進の取組をより一層推進する必要がある。」「学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、放課後等デイサービスにおいても対応することが重要である。」「インクルージョン推進の取組をより一層推進し、放課後児童クラブ、児童館、その他、民間の学習塾や習い事等における障害児の受け入れの充実を図るとともに、障害児の日中一時支援や行動援護、移動支援の推進等により、各自治体において、学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズに対応できる体制の整備を進める必要がある。」(厚生労働省 2023) と、子ども・子育て支援、障害施策等による自治体における体制整備の必要性が提言された。

子ども・子育て支援では自治体が保護者対象のニーズ調査を実施し、事業計画を立てており、障害児の場合も自治体における体制整備のためには、保護者対象のニーズ調査と事業計画が必要だと考えられる。そこで本研究では、東京 23 区の 2024 年度から 2026 年度の第 3 期障害児福祉計画を含む計画・プラン（以下、区名・計画）ならびに計画策定に向け実施された障害児実態調査等（以下、区名・調査）から、各区における障害児の保護者の就労状況の調査と支援状況を調査し、体制整備に向けた今後の課題を検討する。なお就労支援については、子ども・子育て支援を利用できない場合や合わない場合に必要な障害施策による支援に焦点化する。

2. 研究対象と方法

東京 23 区各区の調査と計画から、障害児の保護者への就労支援の在り方について、以下の各項目を調査し、考察する。

[1] 就業率調査、就労支援に関するニーズ調査、障害施策による就労支援

各区の調査における父母等の就業率調査の有無、就労支援に関するニーズ調査の有無、計画における障害施策による就労支援の記述を調査し、整理する。

[2] 就業率調査の結果

就業率を調査していた区について、調査対象、就業率を整理する。

[3] 就労支援に関するニーズ調査の結果

就労支援に関するニーズ調査を実施していた区について、調査結果を整理し、[1] で調査した就労支援策との関連を確認する。

3. 結果

3.1 就業率調査、就労支援に関するニーズ調査、障害施策による就労支援

表 1 に各区の調査における父母等の就業率調査の有無、就労支援に関するニーズ調査の有無、計画における障害施策による就労支援に関する記述を整理した（各区の調査、計画は巻末【資料】参照）。就労支援に関する記述については、子ども・子育て支援に関する記述

は省略した。就業率欄には障害児の父母等について調査している場合に○、障害児者、医療的ケア児者の介助者等を調査している場合に△、調査していない場合に―を記載した。ニーズ調査欄には区に求める就労支援について調査している場合に○、調査していない場合に―を記載した。対象欄には就労支援の対象者の子ども、障害施策欄には施策を計画から記載し、記述がない場合は―を記載した。表記は原文のままとした（以下、同様）。なお、中央区では中央区・計画に中央区・調査の概要を掲載し、調査報告書（案）は公開しているが、確定版は非公開であり、確定版における就業率調査の有無、ニーズ調査の有無を確認できず、北区では第3期障害児福祉計画策定前に調査を実施していないため⁵、就業率欄、ニーズ調査欄は空欄とした。墨田区では墨田区・計画に墨田区・調査の概要を掲載しているが、調査結果全文は非公開であり、ニーズ調査の有無を確認できなかったため、ニーズ調査欄は空欄とした。

就業率を調査していたのは14区であった。この内、障害児の父母等について調査していたのは、港区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、杉並区、豊島区、足立区、江戸川区の11区であり、江戸川区では医療的ケア児の主な介護者の就業率も調査していた。世田谷区では障害児者の主な介助者等、墨田区では医療的ケア児者の介護者について調査していた。練馬区では身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、児童発達支援事業利用者別に調査しており、学齢期の障害児と障害者の介助者等の就業率は混合で調査していた。

就労支援に関するニーズ調査を実施していたのは港区、渋谷区の2区であった⁶。

障害施策による就労支援の計画があったのは港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、足立区の13区であった⁷。この内、障害児を対象としていたのは港区、新宿区、品川区、渋谷区の4区、医療的ケア児、重症心身障害児（以下、重心児）等を対象としていたのは新宿区、文京区、台東区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区の9区、障害者等を対象としていたのは中野区、板橋区、足立区の3区であった。

障害児を対象とした施策は、移動支援を含む送迎支援が1区、放デイが2区、日中一時支援が4区であった。医療的ケア児、重心児等を対象とした施策は、在宅レスパイト事業等（区により呼称が異なる）が9区、保育対応型児童発達支援が1区、放デイや関連サービスが1区であった。障害者等を対象とした施策は日中一時支援・日中保護が3区であった。

⁵ 北区では『北区障害者計画』策定前年度に『令和元年度北区障害者実態・意向調査』を実施し、公開しているが、調査時期・目的が他区と異なるため、対象外とした。

⁶ ニーズ調査はなかったが、台東区・調査で就業時間、江東区・調査で両立に効果があると思う勤め先の支援等、品川区・調査で働いていない理由・就労意向、杉並区・調査で就労できている理由・就労していない理由、豊島区・調査で1日の平均就業時間、練馬区・調査で今後の就労意向を調査していた。

⁷ 千代田区・計画には「家族等の急な用事や仕事等」に対してレスパイト事業が挙げられているが、「緊急時の支援」としていたため、就労支援に含めなかった。目黒区・計画、大田区・計画に就労支援として日中一時支援の記載があるが、対象を障害者としていたため、本研究では対象外とした。

表 1 就業率、ニーズ調査と障害施策による就労支援（筆者作成）

区	就業率	ニーズ	対象	障害施策
千代田	—	—	—	—
中央			—	—
港	○	○	障害児、特別な配慮が必要な子ども	施設間における送迎支援の充実（移動支援事業所の参入促進、グループ支援型の移動支援実施、民間事業者の車両を活用した送迎支援の実施を検討）
				子どもを安全に預けられる場の確保（放課後等デイサービス事業所や日中一時居場所提供事業所の参入促進）
新宿	—	—	重症心身障害児等	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス
			障害のある子ども（小中高校生）	障害児等タイムケア（日中一時支援）
文京	—	—	医療的ケア児	医療的ケア児在宅レスパイト事業
台東	○	—	医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業
墨田	△		—	—
江東	○	—	—	—
品川	○	—	特別支援学校等に通学する障害児	日中一時支援事業
目黒	○	—	—	—
大田	○	—	—	—
世田谷	△	—	医療的ケア児	放課後等デイサービスや関連するサービス
			医療的なケアを受けて生活する重症心身障害児等	重症心身障害児者等在宅レスパイト事業
渋谷	○	○	重症心身障がい児等	在宅レスパイト事業
			発達に不安のある児童や障がいのある児童	区有地や区有建物を活用した放課後等デイサービスの整備
			特別支援学校に通学する障がいや発達の遅れのある児童	障がい児保育型日中一時支援事業
中野	—	—	障害のある人等	日中一時支援事業
杉並	○	—	在宅の重症心身障害児（者）や医療的ケアを要する障害児	重症心身障害児（者）在宅レスパイト訪問看護事業

			保育園での受入れが難しい医療的ケアが必要な重症心身障害児	保育対応型児童発達支援
豊島	○	—	重症心身障害児（者）	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業
北			医療的ケア等が必要な在宅の重症心身障害児（者）等	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業
荒川	—	—	—	—
板橋	—	—	重症心身障がい児（者）や医療的ケア児	医療的ケア児等の家族の就労支援事業 （訪問看護事業者による看護）
			障害のある人など	日中一時支援
練馬	△	—	—	—
足立	○	—	障がい者等	日中保護
葛飾	—	—	—	—
江戸川	○	—	—	—

3.2 就業率調査の結果

就業率を調査していた 14 区について、調査対象と就業率を表 2 に整理した。

障害児の父母それぞれを調査していたのは台東区、目黒区、豊島区、江戸川区の 4 区で、母親の就業率は 50～60%台、父親の就業率は 80%台であった。港区では共働きが 50.3%であった。主な介助者等を調査していたのは江東区、品川区、大田区、杉並区の 4 区で、就業率は 50～60%台、2 区では介助者等の 80%以上が母親であった。練馬区では児発事業利用者の介助者等の就業率は 41.2%であった。介助者等として妻 13.7%とあるが、児発事業利用者は未就学児であるため、妻は回答者の妻で子どもの母親だと推測され、母親が 75.1%であると考えられる。渋谷区の調査回答者の就業率は 71.5%、回答者の 79.2%が母親であった。足立区の保護者の就業率は 89.4%であった。江戸川区では障害児の父母とは別に、医療的ケア児の主な介護者の就業率を調査しており、就業率は 0～5 歳で 50.1%、6～18 歳で 34.3%、主な介護者の 70%前後は母親であった。世田谷区の障害児者の主な介助者等の就業率は 44.7%、墨田区の医療的ケア児者の主たる介護者の就業率は 27.6%であった。

表 2 就業率 (%) ※ () 内は介助者等の内訳 (筆者作成)

父母		児童発達支援事業利用者の介助・援助する方		
区	母親	父親	練馬区※7	41.2 (母親 61.4 妻 13.7)
台東※1	63.0	87.7	回答者	
目黒※2	51.4	88.2	渋谷区	71.5 (母親 79.2)
豊島※3	65.0	86.2	保護者	
江戸川※4-1	58.7	83.4	足立※8	89.4
港	父親、母親ともに就労している 50.3 父親または母親のみ就労している 44.7		医療的ケア児の主な介護者	
主な介護者、主な介助者、 ケアを担われている方、主にケアしている方			江戸川※4-2	0～5 歳 50.1 (母親 67.6) 6～18 歳 34.3 (母親 76.3)
			主な介助者または支援者 (障害児者)	
江東※5	50.7		世田谷	44.7
品川※6	63.3 (第 1 介助者=母親 87.8)		医療的ケア児 (者) の主たる介護者	
大田	51.0		墨田※9	27.6
杉並	62.1 (母親 88.2)			

※1 正規社員、契約社員・派遣社員・アルバイト・パート、自営または家業の合計。

※2 フルタイム勤務、パート・アルバイト勤務の合計。

※3 1 週間の平均就業日数 週 1 日未満、週 1～2 日、週 3～4 日、週 5 日以上合計。

※4-1 正社員、パート・アルバイトの合計。

※4-2 正社員、自営業、パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など、産休中・育児休業中、介護休暇中の合計。

※5 フルタイム、パートタイムの合計。 ※6 正社員・常勤、パート・アルバイト、自営業・フリーランスの合計。

※7 正規社員、非正規社員、パート・アルバイトの合計。 ※8 正規雇用、非正規雇用、自営業・在宅就労の合計。

※9 第1回医療的ケア児（者）実態調査の結果。

3.3 就労支援に関するニーズ調査の結果

ニーズ調査を実施していたのは港区、渋谷区の2区であった。ニーズ調査の設問と結果を港区・調査について表3-1、渋谷区・調査について表3-2に転記した（グラフ、表組みは省略し、記載事項のみを転記）。

港区・調査では必要な支援として、半数以上が子どもの居場所（通所）支援、移動支援と回答し、就労する際の困りごとや必要なサービスとして、放課後の預け先、移動支援、長期休暇やスポット利用のできる預け先等が挙げられた。

渋谷区・調査では両立の悩みや不安として、仕事とのバランスについて、預け先について、療育について、送迎について等、あるといいと感じているサービスとして、送迎サービス、放課後デイ、学童クラブなど等が挙げられた⁸。

調査における保護者のニーズと計画に記載された就労支援について、港区・調査では必要とする支援が居場所（通所）支援、移動支援等であるのに対し、港区・計画では施設間における送迎支援の充実、預けられる場の確保が計画されていた。渋谷区・調査ではあるといいと感じているサービスが送迎サービス、放課後デイ、学童クラブなど等であるのに対し、渋谷区・計画では放課後等デイサービスの整備、障がい児保育型日中一時支援事業、在宅レスパイト事業が計画され、移動・送迎支援は計画されていなかった。

表3-1 港区の調査（筆者作成／出典『くらしと健康の調査ーコロナ禍における保健福祉に関する調査ー報告書（障害者調査）』）

<p>問18 あなたの保護者が就労するにあたり、必要な支援を教えてください。（○はいくつでも）</p> <p>保護者が就労する時間を確保するための子どもの居場所（通所）支援 65.8%</p> <p>保護者が就労する時間を確保するための子どもの移動支援 54.3%</p> <p>保護者が就労する時間を確保するための子どもの居宅介護支援 20.1%</p> <p>保護者がフルタイムや短時間などで就労できる仕事の紹介支援 14.1%</p> <p>その他 4.0% 特にない 20.1% 無回答 1.0%</p> <p>問19 あなたの保護者が就労するにあたり、困りごとや必要なサービスについて、自由にご記入ください。</p> <p>1 放課後の預け先 31件 2 移動支援について 23件 3 長期休暇中やスポット利用のできる預け先 11件</p> <p>4 障害に対する理解・配慮 5件 5 未就学児の預け先 4件 6 その他 31件 ※1</p>
--

※1 分類ごとの主な意見は省略した。

⁸ 渋谷区・調査では、さらに勤めていない理由を選択する設問があり、「子育てのために時間的、精神的な余裕がない」が46.3%で最も多かった。

表 3-2 渋谷区の調査（筆者作成／出典『「渋谷区障がい福祉推進計画」策定に向けた実態調査報告書』）

<p>【(5) で「1.している」をお選びの方におたずねします。】※1</p> <p>問 5 (6) 現在のお勤めとお子さまの療育との両立について抱えている悩みや不安、あるといいと感じているサービスがあればお書きください。</p> <p>●お勤めとの両立について抱えている悩みや不安（93 件）</p> <p>仕事とのバランスについて 21 件 預け先について 19 件 療育について 18 件 送迎について 16 件</p> <p>本人以外の家族のことについて 4 件 その他 15 件 ※2</p> <p>●あるといいと感じているサービス（101 件）</p> <p>送迎サービス 31 件 放課後デイ、学童クラブなど 9 件 療育・学習の支援 6 件 助成金などの給付 3 件</p> <p>その他 52 件 ※3</p>
--

※1 問 5 (5) に「あなたは現在お勤めをされていますか」がある。

※2、3 各分類の内訳と主な内容（抜粋・要約）は省略した。

4. 考察

東京 23 区の障害児実態調査等において障害児の父母等の就業率を調査していたのは 11 区であり、この内、母親の就業率を調査していたのは 4 区、主な介助者等の就業率を調査していたのは 4 区で、いずれも就業率は 50～60%台と低率であった。就労支援に関するニーズ調査を実施していたのは 2 区であり、いずれにおいても子どもの居場所・預け先支援、送迎・移動支援へのニーズが挙げられた。計画において障害施策による就労支援を計画していたのは 13 区であり、この内、障害児を対象としていたのは 4 区、医療的ケア児、重心児等を対象としていたのは 9 区、障害者等を対象としていたのは 3 区であった（重複あり）。障害児を対象とした施策は、移動・送迎支援、放デイ、日中一時支援、医療的ケア児、重心児等を対象とした施策は、在宅レスパイト事業等、保育対応型児童発達支援、放デイや関連サービス、障害者等を対象とした施策は日中一時支援・日中保護であった。

以下では、調査結果から各論点について考察する。

4.1 就業率調査

障害児の父母等の就業率調査を実施していたのは 11 区であった。第 1 期障害児福祉計画（2018～2020 年度）を含む計画・プラン策定のために実施された障害児実態調査等で母親、主たる介助者の就業率を調査していたのは 23 区中 3 区であり（美浦 2019）、調査実施区は増加していた。保護者、母親の就労状況への問題意識が高まっている可能性がある一方、調査対象にばらつきがあり、約半数の区では調査を実施しておらず、地域差があった。実態把握、施策の効果検証のため、継続的な就業率調査が必要である。

調査対象は、父母、主な介助者等、回答者、保護者と、ばらつきがあった。父親、保護者

の就業率は 80%台で、大半が母親であった回答者の就業率は 70%を超えていたが、母親、母親が大半を占める主な介助者等の就業率は 50～60%台であった。厚生労働省（2022）「2022（令和 4）年 国民生活基礎調査の概況」における児童のいる世帯における母親の就業率 75.7%と比較して障害児の母親の就業率は低く、先行研究⁹同様の結果であった。障害児には介助が不要な子どももいるため、介助者等に焦点化した調査にも意義があると考えられるが、ジェンダー明示的統計とするため、父母それぞれの就業率を調査すべきである。

江戸川区・調査では障害児の父母、医療的ケア児の主な介護者の就業率を調査しており、母親が大半を占める医療的ケア児の主な介護者の就業率が最も低かった。特別支援学校在籍児の母親について、医療的ケアによる就労の制限、困難を考察した春木（2019）、美浦（2022）を支持する結果であった。医療的ケア児の支援には、看護師の確保等、医療的ケアを伴わない障害児とは異なる条件があることが一因であると考えられ、支援策を検討する上で、障害児、医療的ケア児それぞれの父母等の就業率調査には意義があるといえよう¹⁰。

世田谷区では障害児者、墨田区では医療的ケア児者の介助者等の就業率を調査していた。障害者、医療的ケア者には障害児、医療的ケア児が成人した場合に加え、高齢の中途障害者までを含む。世田谷区・調査によると、主な介助者等の属性で最も多かったのは配偶者、60～64 歳であり、障害児の母親の就労実態把握は困難である。調査結果に基づいた計画立案には、障害児と障害者を分割した調査が必要である。

4.2 就労支援の状況

就労支援を計画している区としていない区があり、地域差があった。就業率を調査している区で就労支援を計画しているとは限らず、調査未実施で計画している区もあり、就業率調査と就労支援の計画立案に対応関係はなかった。支援対象については障害児よりも医療的ケア児、重心児等の保護者としている区が多かった。

就労支援についてニーズ調査を実施していたのは港区、渋谷区の 2 区であった。子どもの居場所・預かり先支援、移動・送迎支援へのニーズが共通していた。美浦（2021）によると、特別支援学校在籍児の母親が離職、再就労を諦めた要因には「児童デイ・児童発達支援の通園・通所」「障害のため保育所等に入れなかった」「放課後・学校休業日の見守り・介助」「スクールバスバス停や学校への送迎」等、子どもの居場所・預かり先と支援時間の不足、移動時の付き添いの必要性が挙げられていた。これらは 2 区の調査結果の背景要因であると推察され、他区でニーズ調査をした場合にも 2 区と同様の結果になることが推測される。

居場所・預かり先支援としては、日中一時支援、放デイがあった。日中一時支援については厚生労働省（2006）「地域生活支援事業等実施要項」に「障害者等の日中における活動の

⁹ Ejiri・Matsuzawa（2017）、春木（2019）、松澤ら（2019）、美浦（2022）。

¹⁰ 障害者児実態調査等とは別に、医療的ケア児に関する調査を実施している区があるが、本研究では障害者児実態調査等に掲載された調査結果を対象とした。

場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。」とあり、障害児、障害者等対象の施策に共通していた。日中一時支援は市町村任意事業であり、就労支援として実施している区は限定的であった。放デイについては新宿区・計画に「家族の就労に伴って長時間利用したいニーズに対して十分に配慮されていません」とあるように、支援時間が不足しており、就労支援として計画している区は少なかった。2024 年度の報酬改定による支援時間延長の実施状況を調査し、保護者に対して支援時間や通所日数についてニーズ調査を実施した上、日中一時支援も含め、体制整備に向けた計画を立案することが必要であろう¹¹。

移動・送迎支援を計画していたのは港区のみであった。渋谷区においても送迎サービスへのニーズが挙げられていたが、渋谷区・計画では通学支援事業について「利用者や家族のニーズを踏まえて実施します」としており、就労支援への言及はなかった。新宿区・計画には「通学・施設通所の送迎については、同一時間帯の利用希望者が多く、支援できるヘルパーの確保に課題があります」とあり、ヘルパー不足により移動支援を計画することが困難な区があると推測される。通学・通所支援は必要とする全ての障害児に保障されるべきであり、保護者への就労支援としても重要である。ヘルパー増員の取り組みと共に、移動支援以外の通学・通所支援の在り方の検討も必要であろう¹²。

医療的ケア児、重心児等の保護者を支援対象とした区では、在宅レスパイト等を計画していた。東京都では 2022 年から在宅レスパイト・就労等支援事業として、訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援しており（東京都福祉保健局 2022）、保護者の休養を目的としている自治体と休養と就労支援を目的にしている自治体がある。杉並区・計画では「学校等への付き添いへの利用も可能」、北区・計画では「就労又は求職活動を支援」とあり、就労支援を目的とした実施の拡充が必要であろう。

杉並区・計画では、保育対応型児童発達支援を計画し、「保育園での受入れが難しい医療的ケア児の保育の受け皿を確保します」としており、他区においても医療的ケア児について同様のニーズがあると推測される。また、医療的ケアを伴わない障害児についても、保育所の入所、通所に制約がある場合や障害特性等から保育所が合わない場合、ニーズがあると推測されるが、障害児について児童発達支援による就労支援を挙げている区はなかった。

医療的ケア児の主な介護者の就業率は障害児の父母よりも低く（江戸川区・調査）、医療的ケアに対応した施策による保護者への支援拡充は重要である。但し、障害児の保護者を支援対象とした場合、医療的ケア児の保護者を包摂し得るが、医療的ケア児の保護者を対象とした場合、医療的ケアを伴わない障害児の保護者を包摂しないことに留意が必要である。障害児の保護者よりも医療的ケア児等の保護者を支援対象とした区が多かった一因として、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に「家族の離職の防止に資し」とある

¹¹ 本研究では自治体を対象としたが、こども家庭庁、厚生労働省共に障害児の保護者の就労状況や支援ニーズについて調査未実施であり、施策立案のためには実態調査を実施すべきだと考える。

¹² 通学支援の例として港区特別支援学級等スクールカー送迎事業（港区 2017）等がある。

ことが推察されるが、医療的ケア児同様に医療的ケアを伴わない障害児の保護者に対する就労支援も必要である。

4.3 体制整備に向けた今後の課題

現行の調査、計画の内容には地域差があった。就労支援を計画している区においては支援対象、施策が限定的であることが多く、23 区中 10 区では障害施策による就労支援の計画がなかった。美浦（2019）は「区ごとの就労支援への取り組みの違いは、問題意識・意欲、財源・人材等資源の差に起因するものと推測される」と述べている。地域差は 23 区内に限らず、全国であり得、自治体による体制整備を推進するには、問題意識の向上のために国¹³が保護者への就労支援の必要性を明確にし、調査、計画の指針を示すこと、財源不足の場合には財政支援をすることが必要であろう。体制整備にあたっては、子ども・子育て支援との連携を考慮する必要がある。

厚生労働省（2023）「障害児通所支援に関する検討会報告書」は体制整備にあたり、障害施策と共に子ども・子育て支援等による障害児の受け入れの充実を図ることを提言している。自治体が実施する子ども・子育て支援における保護者へのニーズ調査の対象には、障害児の保護者も含まれるが、障害児は全体の数%であり、子ども・子育て支援の利用が制限されることがあるため、保護者とりわけ母親の就労実態、ニーズの把握には不十分である。障害児実態調査等でニーズ調査を実施する場合、障害児調査と障害者調査を分割し、障害児調査においては子ども・子育て支援のニーズ調査に準じ、父母の就労状況、就労希望、障害施策及び子ども・子育て支援の利用状況、利用希望等を調査し、ニーズに基づき体制を構築し、供給量を計画することが必要だと考える。

5. 終わりに

子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援法に基づき保護者のニーズ調査を実施し、事業計画を立案している。一方、障害児の保護者へのニーズ調査は一部の区が実施していたものの、何がニーズであるかを調査する段階にあり、多くの区では未実施であった。ニーズ調査において挙げられたのは、主として子どもの居場所・預かり先支援、移動・送迎支援であり、自治体が子ども・子育て支援等での受け入れ拡充と共に障害施策によって、ニーズに対応する体制整備を進めていく必要がある。

23 区では就業率調査、ニーズ調査、就労支援への取り組みに地域差があった。地域差は全国の区市町村であり得、その改善、解消には、実態調査、計画、施策の実施にあたり、国の関与の強化が必要であると考えられた。

2024 年 5 月に改正された育児介護休業法では、子に障害がある場合等を含む、労働者の

¹³ 子ども・子育て支援の管轄はこども家庭庁成育局、障害児通所支援の管轄は同庁支援局、移動支援、日中一時支援の管轄は厚生労働省であり、通学支援については文部科学省との協議が必要になる可能性がある。子ども施策としてこども家庭庁が中心となるべきであろう。

個別の意向の聴取と配慮等が新設された（厚生労働省 2024）。育児介護休業法と子ども・子育て支援によって就労が可能になる母親がいるように、子どもに障害がある場合、育児介護休業法と子ども・子育て支援、障害施策によって就労が可能になる環境整備が必要である。

最後に本調査の限界と今後の課題を述べる。本研究は東京 23 区を研究対象としており、全国の状況把握ができていない点に限界がある。また、就労支援のニーズである居場所・預かり先支援については、保育所、放課後児童クラブ等での受け入れ拡充、児発、放デイでの延長支援等が支援策になると考えられるが、移動支援はヘルパー不足がすでに起きており、拡充が可能か不明である。特別支援学校ではスクールバスバス停への送迎のみならず、高等部ではバス設置がない学校があり、バス乗車できない医療的ケア児もおり、保護者が学校送迎を要請される場合がある。移動支援を含め、通学支援の在り方を調査・検討することが今後の課題である。

【資料】

千代田区

『千代田区第 7 期障害福祉計画、第 3 期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査報告書』（<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/11938/chosahokokusho-7-3.pdf>）2024.11.6.

『千代田区障害福祉プラン 障害者計画：令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度 第 7 期障害福祉計画：令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度 第 3 期障害児福祉計画：令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度』（https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/11938/plan-honkeikaku_1.pdf）2024.11.6.

中央区

『中央区障害者計画・第 7 期中央区障害福祉計画・第 3 期中央区障害児福祉計画～だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区～』（<https://www.city.chuo.lg.jp/document/s/15593/keikakusyo.pdf>）2024.11.6.

港区

『くらしと健康の調査ーコロナ禍における保健福祉に関する調査ー報告書（障害者調査）』（<https://www.city.minato.tokyo.jp/sougouchousei/keikaku/documents/syogai.pdf>）2024.7.17.

『港区地域保健福祉計画【令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度】令和 5（2023）年度改訂版』「第 2 部第 3 章障害者分野」（https://www.city.minato.tokyo.jp/sougouchousei/keikaku2023/documents/documents/04_shougaishabunya.pdf）2024.7.17.

新宿区

『新宿区障害者生活実態調査報告書』（<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000363832.pdf>）2024.11.6.

『新宿区障害者計画 令和 6 年度～令和 9 年度 第 3 期新宿区障害児福祉計画 第 7 期新

宿区障害福祉計画 令和 6 年度～令和 8 年度』(<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000393170.pdf>) 2024.11.6.

文京区

『文京区障害者（児）実態・意向調査報告書』(<https://www.city.bunkyo.lg.jp/documents/3464/202351164653.pdf>) 2024.11.6.

『「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画 障害者・児計画 令和 6 年度～令和 8 年度』(<https://www.city.bunkyo.lg.jp/documents/8851/syougaisyahonnsyo.pdf>) 2024.11.6.

台東区

『台東区障害者実態調査報告書』(https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/shogai/keikaku/r1syogaichousa.files/houkokusyosyo_all.pdf) 2024.11.6.

『第 7 期台東区障害福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）』(https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/shogai/keikaku/syogaifukushi.files/7th_keikaku_honpen.pdf) 2024.11.6.

墨田区

『墨田区障害福祉総合計画 令和 6 年度～8 年度 第 6 期墨田区障害者行動計画 第 7 期墨田区障害福祉計画 第 3 期墨田区障害児福祉計画』(https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/sumida_kihon/ku_kakusyukeikaku/syogaifukusisougou.files/honpen.pdf) 2024.11.6.

江東区

『令和 4 年度 江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）【調査結果報告書】』(https://www.city.koto.lg.jp/221010/kuse/tokeshiryosonota/documents/p1_43jittaichyousahoukokusyosyo.pdf) 2024.11.6.

『江東区障害者計画・江東区第 7 期障害福祉計画・江東区第 3 期障害児福祉計画』(<https://www.city.koto.lg.jp/221010/kuse/shisaku/torikumi/documents/s-keikaku-zenbunban.pdf>) 2024.11.6.

品川区

『品川区障害者計画等策定のための基礎調査報告書』(https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/pdf/20220913090825_1.pdf) 2024.11.6.

『品川区障害者計画 令和 6 年度（2024 年度）～令和 11 年度（2029 年度）第 7 期品川区障害福祉計画 第 3 期品川区障害児福祉計画 令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）』(https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/pdf/hpg000033289_19.pdf) 2024.11.6.

目黒区

『目黒区障害者計画策定に関する調査報告書』(https://www.city.meguro.tokyo.jp/shougai-shisaku/kusei/gaiyou/shougai_houkoku03.html#p2) 2024.11.6.

『令和 6 年度から令和 8 年度 目黒区障害者計画（第 7 期目黒区障害福祉計画）（第 3 期目黒区障害児福祉計画）』(<https://www.city.meguro.tokyo.jp/shougaihisaku/kusei/keikaku>)

/6-8syougaisyakeikaku.html) 2024.11.6.

大田区

『令和 4 年度大田区障がい者実態調査結果報告書 18 歳以上調査 18 歳未満調査 サービス提供事業所調査』 (https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/fukushi/syougaisyahukushi/r04_syougai_jittai-chousa.files/zentai.pdf) 2024.11.6.

『令和 6 年度～令和 8 年度 おおた障がい施策推進プラン 大田区障害者計画 第 7 期大田区障害福祉計画 第 3 期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画』 (https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/fukushi/syougaisyahukushi/R6puran.files/R06puran.pdf) 2024.11.6.

世田谷区

『世田谷区障害者（児）実態調査 報告書』 (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/016/d00203333_d/fil/01.pdf) 2024.5.8.

※表 2 は以下の著作物を改変して利用しています。

[世田谷区障害者（児）実態調査 報告書]、世田谷区、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

『せたがやインクルージョンプラン—世田谷区障害施策推進計画— [令和 6 年度～令和 8 年度]』 (発行 世田谷区)

渋谷区

『「渋谷区障がい福祉推進計画」策定に向けた実態調査報告書』 (<https://files.city.shibuya.tokyo.jp/assets/12995aba8b194961be709ba879857f70/b1d7779c3cea420f89ac585cdbfe9efe/syogai-keikaku2024-1.pdf>) 2024.5.13.

『渋谷区障がい福祉推進計画 2024～2026 年度 第 8 次渋谷区障がい者保健福祉計画 第 7 期渋谷区障がい福祉計画 第 3 期渋谷区障がい児福祉計画』 (https://files.city.shibuya.tokyo.jp/assets/12995aba8b194961be709ba879857f70/b1c4fd402573425bb318e3741c6226ee/syogaikeikaku_all.pdf) 2024.7.14.

中野区

『令和 4 年度（2022 年度） 障害福祉サービス意向調査 報告書』 (<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kusei/toukei-cyousa/survey/kenkofukushi/r4shogai.files/04shougaihukushi-all.pdf>) 2024.11.6.

『中野区健康福祉総合推進計画 令和 6 年度（2024 年度） ➡令和 10 年度（2028 年度）』 「第 8 章 中野区障害者計画 第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画」 (<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kusei/kousou/bunyabetsu/kenkou/kenfukusougousuisinkeiku.files/08.pdf>) 2024.11.6.

杉並区

『令和 4 年度版 地域生活に関する調査 報告書』 (https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/033/948/kisotyosa-houkokusyo3.pdf) 2024.11.7.

『杉並区保健福祉計画（障害者分野） 杉並区障害者施策推進計画 令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度』（https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/013/509/syougai.pdf） 2024.11.7.

豊島区

『豊島区障害者等実態・意向調査 報告書』（<https://www.city.toshima.lg.jp/171/kenko/syougai/2004030850.html>） 2024.11.6.

『豊島区障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画 計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度（2024 年度～2026 年度）』（<https://www.city.toshima.lg.jp/171/2404011236.html>） 2024.11.7.

北区

『第 7 期北区障害福祉計画・第 3 期北区障害児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）』（<https://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/kenko/shogai/shisaku/keikaku/documents/keikaku2024.pdf>） 2024.11.7.

荒川区

『荒川区障がい者総合プラン策定のための障がい者実態調査調査結果報告書』（<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/31186/r4syugaisyajiltutatyouhoukokusyo.pdf>） 2024.11.7.

『荒川区障がい者総合プラン 第 5 期荒川区障がい者プラン（令和 6 年度～令和 11 年度） 第 7 期荒川区障がい福祉計画 第 3 期荒川区障がい児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）』（<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/36084/all.pdf>） 2024.11.7.

板橋区

『板橋区障がい者実態調査調査報告書』（https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/031/792/2022houkokusho-pdf.pdf） 2024.11.7.

『板橋区障がい者計画 2030 障がい福祉計画（第 7 期）・障がい児福祉計画（第 3 期）』（https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/048/765/keikakusho.pdf） 2024.11.7.

練馬区

『練馬区障害者基礎調査報告書』（<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/tokei/shogai/keitoyosa.files/hokokusyo.pdf>） 2024.11.7.

『練馬区障害者計画（一部改定）（令和 3 年度～令和 8 年度） 第七期障害福祉計画 第三期障害児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）』（https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keikaku/shisaku/kenko/shogaisha/shogaikeikaku.files/shogai_keikaku.pdf） 2024.11.7.

足立区

『足立区障がい福祉計画のためのアンケート報告書』（<https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/37141/adachi-chosahoukoku1.pdf>） 2024.11.7.

『足立区障がい者計画あだちノーマライゼーション推進プランⅣ 令和 6 年度から 11 年度

まで 第 7 期障がい福祉計画 第 3 期障がい児福祉計画 令和 6 年度から 8 年度まで』 (<https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/37141/adachi-shogaikeikaku.pdf>) 2024.11.7.

葛飾区

『葛飾区障害者意向等調査報告書』 (<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1006014/1013160.html>) 2024.11.7.

『葛飾区障害者施策推進計画 令和 6 (2024) 年度～令和 11 (2029) 年度 第 7 期葛飾区障害福祉計画 令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度 第 3 期葛飾区障害児福祉計画 令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度』 (https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/026/030/r6_syogai_keikaku.pdf) 2024.11.7.

江戸川区

『第 7 期江戸川区障害福祉計画・第 3 期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎調査 (江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査) 結果報告書』 (<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/53258/kisotyousahoukokusyo.pdf>) 2024.11.7.

『第 3 次江戸川区障害者計画 [令和 6 年度 (2024 年度) ～令和 10 年度 (2028 年度)] 第 7 期江戸川区障害福祉計画 [令和 6 年度 (2024 年度) ～令和 8 年度 (2026 年度)] 第 3 期江戸川区障害児福祉計画 [令和 6 年度 (2024 年度) ～令和 8 年度 (2026 年度)]』 (<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/53258/1keikakuhonbun.pdf>) 2024.11.7.

【参考文献】

朝日新聞【東京】(2023)「障害ある子の保育制限 なぜ」2023 年 8 月 29 日
e-GOV 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503AC0000000081>) 2024.7.17.

厚生労働省 (2006)「地域生活支援事業等実施要項」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001238451.pdf>) 2024.12.2.

厚生労働省 (2021-a) 障害児通所支援の在り方に関する検討会 第 2 回 (R3.7.5) 資料 5
「児童発達支援事業の現状と課題について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/00800747.pdf>) 2024.7.17.

厚生労働省 (2021-b) 障害児通所支援の在り方に関する検討会 第 3 回 (R3.7.15) 資料 6
「放課後等デイサービスの現状と課題について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000806210.pdf>) 2024.7.17.

厚生労働省 (2022)「2022 (令和 4) 年 国民生活基礎調査の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>) 2024.11.5.

厚生労働省 (2023)「障害児通所支援に関する検討会報告書—すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて—」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001078895.pdf>) 2023.11.12.

厚生労働省 (2024)「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf>) 2024.7.17.

こども家庭庁 (2024-a) 「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定 (障害児支援関係) 改定事項の概要」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/25400d3f/20240412_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_45.pdf) 2024.7.2.

こども家庭庁 (2024-b) 「令和 6 年 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況 (令和 6 年 5 月 1 日現在)」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/de9d9a49/20241223_policies_kosodateishien_houkago-jidou_51.pdf) 2024.12.24.

中日新聞 (2022) 「すすすすねっと 障害児育てながら仕事」 2022 年 4 月 15 日

東京都福祉保健局 (2022) 「東京の福祉保健 2022 分野別取組」(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shisaku/bunyabetutorikumi/2022.files/2022bunyabetu.pdf>) 2024.11.26.

春木裕美 (2019) 「学齢期の障害児を育てる母親の就業についての実態調査—就業形態別の比較に焦点を当てて—」『厚生指標』Vol.66、No.7、26-35 頁。

松澤明美、涌水理恵、西垣佳織、藤岡寛、佐藤奈保、岩田直子、岸野美由紀、山口慶子、佐々木美輝子 (2019) 「在宅生活する学齢期の障がい児を育てる母親の就労とその関連要因」(<https://www.jschild.med-all.net/Contents/private/cx3child/2019/007804/009/0334-0342.pdf>) 小児保健研究第 78 巻第 4 号、334-342 頁、2023.11.12.

美浦幸子 (2019) 「東京 23 区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討」(<https://swu.repo.nii.ac.jp/records/6689>) 昭和女子大学現代ビジネス研究所 2018 年度紀要、2023.11.30.

美浦幸子 (2020) 「自閉症の行動特徴が母親の就労に与える影響」(<https://swu.repo.nii.ac.jp/records/6927>) 昭和女子大学現代ビジネス研究所 2019 年度紀要、2024.11.26.

美浦幸子 (2021) 「障害児の母親の就労状況と課題 (上)」『厚生福祉』第 6686 号、2-7 頁。

美浦幸子 (2022) 「障害児の母親の就労状況と就労に関連する要因」(<https://swu.repo.nii.ac.jp/records/7261>) 昭和女子大学現代ビジネス研究所 2021 年度紀要、2023.11.30.

みずほ情報総研株式会社 (2017) 「保育所における障害児保育に関する研究報告書」(https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/kosodate2017_03.pdf) 2023.11.12.

港区 (2017) 「港区特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱」(https://www.city.minato.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g104RG00002783.html) 2024.9.3.

Ejiri, K. and Matsuzawa, A. (2017) “Factors associated with employment of mothers caring for children with intellectual disabilities”, (https://www.icc.ac.jp/ejiri/Ejiri2017_IJDD.pdf) *International Journal of Developmental Disabilities*, 65(4), pp.239-247, 2023.1.11.